

論文

大学における部落解放教育の一つの試み

——桃山学院大学の人権教育の理念と実際——

寺 木 伸 明

一、はじめに

現在日本の中で、しかも大学の中で深刻な差別事件が頻発している。私が勤務している桃山学院大学でも、ここ数年、毎年数件の差別落書き事件が発生している。

このような状況なので、胸を張って私たちの取り組みを紹介できないのが残念であるが、本学が今味わっている人権教育の「産みの苦しみ」を紹介させて頂き、今後の大学での解放教育の取り組みに何らかの参考になればというところで報告させていただきたい。

まず本学における人権教育の歴史から触れていきたい。

本学は一九五九（昭和三四）年度に経済学部のみで発足

し、以来、社会学部、経営学部が設置されてきた。部落問題委員会が設けられたのは、一九七二（昭和四七）年である。おりしも大学改革闘争の余韻が残っていた時期であった。これ以降、部落問題の講座をどのように設置するのかどのように運営するのかが具体的に検討され、その翌年から部落問題の講座が開講された。

しかし一九七三年一月一七日の合同教授会において前年度に設けた部落問題委員会を解体することを決定した。

その最も大きな理由は、部落問題委員会を設置すれば、委員会に所属している人だけに請負わせて、全体として取り組めない状況ができるのではないか、というもので、教授会全体で部落問題について取り組むという決定がなされたためである。と同時に、有志教員による「解放教育研究

会」が組織された。

二、部落問題に対する大学の 基本理念と方針の確立

以後、一〇数年が経過したが、特に本学の人権教育体制にとって大きな意味を持つものは、一九七八年の教授会で
の討議と決定であったと思う。

その前年に一〇数件連続して差別落書き事件が発生したり、また、講師による差別発言問題が発生し、この年の暮れに部落解放同盟大阪府連合会との間で確認会がもたれた。その中で、なぜ本学においてこのような差別事象が起るのか、その原因の究明の重要性を強く指摘され、その問題提起を受けて教授会でさまざまな角度から検討を重ねた。その結果、本学における「部落問題に対する大学の基本理念と方針」が、一九七八年五月の教授会で決定された。この内容は、左の通りである。

部落問題に対する大学の基本理念と方針

基本理念

1 部落解放は、民主主義と人権の基本的問題であり、部落解放のための教育・研究は、大学における教学の一つ

の重要な基礎である。

2 大学は、教育活動を通じ、構成員それぞれの相互研
修、相互討論、相互批判によって、部落問題に正しい認
識をもち、差別とたたかう人間をつくる。

3 大学は、研究活動の中に、部落解放運動が提起する基
本問題についての、理論的・政策的な解明を位置づけ、
解放運動に寄与する。

基本方針

1 部落問題委員会について

① 委員会は、部落差別の問題にかかわって、教学上の基
本方針を検討し、学長、学部長が、教授会に提案する。

② 委員会は、すでに対応の方向のきまっている事項に
ついては執行的機能をもつ。

③ 委員会は、緊急の事態については、学長、学部長の
専決権にもとづいて臨機に対応する。事後に教授会の
承認をうる。

本委員会は、また部落解放の課題を教員全体の問題
とするようにつとめ、そのための中心的な推進機関と
なる。「人権教育に関する講座委員会」との関係にお
いては、本委員会は部落問題に関して、より包括的な
責任機関である。

2 「部落問題」は、被差別部落の現状、歴史的背景、解

教育論を教職課程の必修科目としたのである。

また本学では一九八三年度からそれまでのカリキュラム
を大改訂し、新しいカリキュラムが実施され、それに基
き人権関係講座もさらに充実された。つまり、「韓国・朝
鮮文化論」「韓国・朝鮮史」といった、一國の歴史、文化
に関わる科目を人権講座という枠組みの中に設定するのは
ふさわしくないのではないかということで、これを人権講
座からはずし、「定住外国人問題」に変えた。

現在では人権問題ⅠからⅥまで設けており、実際開講し
ているのは人権問題Ⅰ（人権の思想と歴史）、Ⅱ（定住外
国人問題）、Ⅲ（「障害者」問題）、Ⅳ（部落問題）、Ⅴ
（社会運動史）の五講座で、部落問題についてはA、Bの
二コマ開講している（「人権講座の受講者数」を参照のこ
と）。

本学の人権教育の取り組みの一つの特徴は、以上のよう
な人権講座を設け、必ず一科目四単位を選択し、履修しな
ければ卒業できないという措置をとっていることである。

このような本学における制度面が充実してきた一つの契
機は、学内での差別事件に対して部落解放同盟から確認会
を受けたことである。確認会での指摘に基づき、その指摘
を教員自身が主体的に受け止め、徹底的な論議を重ねる中
で「理念と方針」が定められたからである。もともと一九

- 3 部落の実態研修を含め、大学構成員（学生、教員、職
員）の部落問題に対する研修、討論を進める。講演会も
適時にひらく。
- 4 部落問題に対する学生の意識状況の把握につとめる。
- 5 教員の部落問題研究体制を進める。
- 6 大学は、民主主義と人権の基本理念にたち、真理と真
実を追求するみずからの主体的立場を確立しつつ、部落
解放運動を中心にになう部落解放同盟と協力する。

(1) 人権関係講座の設定

これが、現在の本学の人権教育の基本的な理念として継
承されている。この基本理念・方針に基づいて一九七九年
度から、「部落問題」「社会運動史」「韓国・朝鮮文化
論」「韓国・朝鮮文化論」「韓国・朝鮮史」「人権問題」
の五科目を人権関係講座として設定し、そこから必ず一科
目以上選択必修とするという制度を設けた。同時に、同和

1987.5.25.作成

人権講座の受講者(過去5カ年)

学科目名	年 度				
	S. 58 (1983)	S. 59 (1984)	S. 60 (1985)	S. 61 (1986)	S. 62 (1987)
人権問題 I (人権の思想と歴史)	—	721	642	773	431
人権問題 II (定住外国人問題)	257	331	531	641	548
人権問題 III (「障害者」問題)	415	412	749	836	804
人権問題 IVA (部落問題)	393	573	407	594	677
人権問題 IVB (部落問題)	196	284	406	383	661
人権問題 V (社会運動史)	798	511	640	300	377
計	2,059	2,832	3,375	3,527	3,498

うな大学のメリットをふまえながら、なおかつ部落解放運動から大学構成員自らが学んでいくという姿勢と運動との真の協力関係が大事ではないかと思う。

(2) 人権教育のための体制

さらに人権関係講座の運営については、人権関係講座運営委員会が設けられている。これは人権担当の学部長、教務委員長、学生生活委員長、部落問題委員長、人権委員長、人権問題研究・資料室長、人権講座担当者(専任のみ)から構成されている。

次に職員側には、部落問題職員研修委員会が設置されている。本学では人権に関するいろいろな行事が行われるわけであるが、そのつど関係ある委員会が協力をしながら推進するようになっている。例えば二年に一回行う狭山事件にかかわる現地研修の場合、部落問題委員会、部落問題職員研修委員会、狭山事件現地研修学生実行委員会の三者で推進してきた。

三、啓発・研修の取り組みの概要

——一九八七年度の場合——

次に、啓発活動について簡単に紹介する。本学では部落

七二年度から具体的な動きがあり、またその動きができるまでには本学建学以来の諸先生方の本場に長い努力があり、その成果が「基本理念と方針」や、先ほどの人権関係講座といった制度という形で結実したのである。

しかし残念なことは、これらは差別事件をきっかけとしており、本来ならば差別事件が起こる前に教員自身が主体的に考え、制度を確立させなければならなかったのである。

このような私たち自身が体験してきた経験をふまえ、部落解放運動と協力しなければ大学における部落解放教育は十分には進まないのではないかという見地が、「基本方針」の6に表れていると言える。もちろんこれは部落解放同盟の言いなりになったり、迎合することではさらさらなくて、大学としての主体的立場を堅持しつつ部落解放同盟と協力するという姿勢であることは言うまでもない。

それぞれの主体性をそれぞれが尊重し、相互批判を繰り返しながら共に学びあう関係が、特に部落解放教育等の人権教育を進めていく上で非常に大事なことではないかと考える。しかし今日、多くの大学においてはこのような見地は稀薄ではないかと思う。見方によっては、そのことが大学の特徴でありメリットでもあると考えられるが、このよ

問題委員会、人権委員会等々が個別に、あるいは共同でいろいろな催しものを実施する。次ページの表は一九八七年度の行事日程である。

これらの行事の中で、本学における一番の特徴は、クラス討議・ゼミ討議が行われている点ではないかと考えらる。

本学では英語I、IIのクラス、三、四回生の専門ゼミにおいて、部落問題をはじめとする人権問題について討論を実施している、全国の大学のなかで、このようにクラス単位・ゼミ単位で討論を実施している大学は少ないのではないかと思う。

一九八七年度の場合、このクラス討論・ゼミ討論は主として人権週間の時期に行われた。本学の人権週間は一月一六日から一二二日にわたって実施され、その間、英語I、II、専門ゼミで討論が行われた。

このようなゼミ討議・クラス討議の形式を重視するのは、部落問題をはじめとする人権問題は、なかなか本音が出にくいからである。つまり少人数で、しかも同世代の学生同士が本音で意見をたたかわせることによって、お互いを啓発させるという点を重視しているのである。

次に、これは本学だけの特徴ではないが、本学では二年に一回狭山事件現地研修を行っている。そして毎年一回、

1987年度 部落問題委員会、人権委員会、人権問題研究・資料室行事日程

	日 時	委員会
(1) 諸企画		
① 非常勤講師懇談会	4/2	部・人
② 新入生ガイダンス	4/4	部・人
③ 新入生対象「人権問題研究・資料室」オリエンテーション(英語I)	4/9～5/30	部・人・資
④ 人権展	4/13～4/25	部
⑤ 新任教員オリエンテーション	4/10	部・人
⑥ 狭山事件に関するパネル展	5/6～7/18	部
⑦ 新入生に対する資料配布と説明(基礎講義)	6月初	部
⑧ 「就職差別」に関するゼミ討議(4回生対象)	6/22～6/27	部・人
⑨ 障害者学生よりニーズを聞く会	6/26	人
⑩ 近畿地区被差別部落現地研修 奈良県御所市小林地区	7/4	部
⑪ 人権週間における資料配布と討議(英語I・II、専門ゼミ3・4)	11月下旬 ～12月上旬	部・人
(2) 講演会・シンポジウム・映画等		
① 狭山事件:「冤罪の構造」(森井 暉)	5/19	部
② 「ひと」らしく生きる」(江嶋修作)	6/1	部・人
③ 「日本社会における朝鮮人差別の現実 ——私の生立ちを通して——」(趙 顕吉)	7/9	人
④ 人権週間行事として実施 講演会・映画等 全学シンポジウム	11月下旬 ～12月上旬	部・人 部・人
参加者 のべ1,600人余/5,714人		
(3) 教授会研修・その他		
① 「本学の人権教育の現状と諸問題」	6/5	部・人
② 「女からの旅立ち—私と障害者差別」(八木 峰)	6/4	資
③ 「人権問題研究・資料室報」(9号)	7月初	資
④ 「人権問題研究・資料室報」(別冊)	7月初	部・資
⑤ 「近畿地区被差別部落現地研修報告書」	11月	部
⑥ 「日本の老人問題」(古谷野助教授)	7/9	資
⑦ 「社会主義社会の人権問題」(鈴木(博)助教授)	11月～12月	資
⑧ 「人権問題研究・資料室報」(10号)	1/20	資

(注)「部」は部落問題委員会、「人」は人権委員会、「資」は人権問題研究・資料室のことをさす。

被差別部落でのフィールド・ワークを実施している。これらの取り組みは、参加学生の感想文を読んでも、学生にぜひおん好ましい影響を与えているのは明らかである。

四、講義内容の留意点と学生の

自主的取り組み＝受講生会議の活動

次に、私が担当している「部落問題」の講義内容について紹介したい。

私は「部落問題」の講義について、次の九点を押さえるようにしている。

第一に、部落差別の厳存、被差別部落に対する差別が厳しく存在していることをまず学生に知らせるようにしている。

第二に「寝た子を起すな」という考えは、現在も学生の間に依然として根強く横たわっている。これを批判するようになっている。もし、これをそのままにして先に進むならば、部落問題の講義に対して学生の反発がつのるばかりである。なぜ、部落問題については「寝た子を起すな」という考えが出てくるのかを、学生に考えさせるようにしている。他の差別では少なくとも「寝た子を起すな」という考えはあまり出てこないのではないかと。

が部落問題の場合はその特徴の一つとして「寝た子を起すな」という考えが出てくる。その点を考えさせ、なおかつそれがいかに誤っているのかということをはっきりさせるようにしている。

そして三番目に、部落に対するマイナス・イメージの克服にむけ、努力をしている。これも各種のアンケート結果で明らかのように、さまざまな人権教育を受けてきた学生でさえも、被差別部落に対するイメージは、暗い、悲惨、閉鎖的、こわいといったマイナス・イメージである。これをそのままにしておく、たとえ部落問題を知的に理解しても、本当の血となり肉となる理解は得られないからである。

四番目には、部落に対するその他のさまざまな偏見とその批判を行う。

五番目には、差別と偏見の関係について説明を行っている。これでもいい前期が終ってしまう。

後期は再び差別の実態についてもう少し統計的な数字を使いつつ、具体的に説明する。

七番目に、部落の歴史に入り、どうしてこういう差別が生まれてきたのか歴史的に説明している。

八番目に部落解放運動の歴史について触れる。最後に部落解放運動の現状と課題という話をしていく。

最近はこのような九つの柱をたてるようになったが、最初のころ「寝た子を起こすな」や部落に対するマイナス・イメージの払拭ということにあまり努力をしなかったために、最後にグループ討論をさせた時、かなりの受講者の中から差別的な発言が出てきました。これはダメだということ、ここ数年ぐらい前から、気をつけてこのような柱を立てて講義を行っている。

ところで、ここ数年、「部落問題」A・Bの講義ともに四〇〇人から六〇〇人という受講生を抱えている。いかに私たちが努力をしても、マス・プロ教育がもっている大きな限界がある。そのことは真摯な態度ではなく、単位をそろえるために履修する学生もかなり増えてきて、ずいぶん受講態度が悪いという形となってあらわれてきている。毎時間注意をしなければならぬほど、私語をするような状況が存在している。

しかし、そういう中で人権教育がまがりなりにも少しずつ前進しているのは、これはひとえに学生が自主的につくりあげている「受講生会議」の活動があるからだ、と私は考えている。

受講生会議は本学だけでなく、大阪を中心として他のいくつかの大学でも組織されている。「部落問題」なら「部落問題」を受ける学生が主体的に組織をつくり、受講生会

議が絶えず担当教員と話し合いながら学生自らいろんな企画をたて、講義を充実したものにしようとする努力している。一九八七年度の場合、四月一六日に受講生会議がアンケート調査を行っている。同時にここでグループ分けを行っている。この講義ではグループ討論を重視しており、年二回ないし三回実施している。その討論を行うさいのグループ分けを当初に行っているわけである。受講生会議の主な活動内容は以下の通りである。

4月	受講生会議結成
5月	狭山事件に関する研究発表
6月	就職差別の問題を中心とした部落差別の実態の資料収集と分析
7月	6月のテーマによるグループ討論
9月	前期のまとめ
10月	結婚差別を中心とする部落差別の実態の資料収集と分析
11月	10月のテーマによるグループ討論
1月	1年間のまとめ

五月の狭山事件の研究発表は、学生自身が講義の中で行っている。そのためには事前に受講生会議自身が資料を集めたり、調査をしたり、討論をしたりしてまとめて

いる。
この受講生会議のメンバー

は、部落問題論Bの場合では二〇数名が参加し、ほぼ毎週一回昼休みに集まって会議を開いていた。六月には就職差別の問題を中心とした部落差別実態について調べ、七月には六月のテーマによるグループ討論を組織している。六〇〇人もいる受講生がグループに別れるので、四つほどの教室に別れて討論を行うのである。もしこれが私一人であれば、それらすべてをていねいに指導するということはとてもできないことである。かりに一人で四つの教室を回れたとしても、いろいろな発言が飛び出すわけだから、それら全てに対して私一人で対処するのは不可能である。ところが受講生会議がかかわってくれているので、必ず一つのグループに受講生会議のメンバーが入り込む、さらに部落解放研究会、在日韓国・朝鮮人問題研究会の学生が協力して入ってくれているので、なんとか討論が正しい方向へ組織できる。また、たいいてい前年度の受講生会議のメンバーが新しい受講生会議の活動を手伝うなどの協力も行ってきている。

このような受講生会議の活動を通じて、学生がどのよう

に変っていくのかということ

を簡単にみておきたいと思う。ある学生は次のように発言している。

「以前の私は、部落差別をなくすためには、あやまった考

えである「寝た子を起こすな論」の「寝た子」同然でした。高校まで同和教育をうけず、両親や友人からも差別的な発言をきいたことはありませんでした。桃大にきて部落差別のことをきいても、何もしらなかったのだから、自分は差別者ではないという、へんな自信があり、そうした自信からの主張をくりかえすだけでした。差別されている人はいかにかわいそうだけれど、私は差別していません、そして、そう思うことで、差別の問題をまるで他人ごとのように思っていました。

けれども、他方では、部落問題について、これ以上くわしく知れば、自分が差別者になってしまうのではないかという想いもあり、そうなることが非常にこわくて、部落問題をずっとさけるようにしてきました。それでも、なぜ私が「人権問題Ⅳ」の講義を履修したかという、それは、ただ単に時間割の都合からだけでした。

講義が始まったころは、授業に出席することは、なにか、こう、たいへん心が重く苦痛でした。今から思うと、その原因は、私には部落差別は解決しようのない問題だと思えたこと、そして自分の心の奥にある差別意識をせめられることに対する苦痛などにあったのだと思います。

そのうちに受講生会議活動に参加するようになり、その話を聞くうちに、少し勇気がでてきました。受講生会議は

週に一度行われましたが、差別にかんする自分の想いがのべられる場があたえられたことは、大変うれしく、この問題がほとんど身近なものとなっていきました。

そして、あるとき、受講生会議に参加している、ある人が、みんなの前で、自分が部落の出身者であると宣言しました。さっき話しておられたMさんの場合も同じだと思いますけれども、こうした宣言をするには、大変な勇気が必要だったと思います。

それほど、つらい想いをしてまで宣言したということ、は、もっと、みんなに真剣に考えてもらいたいという想いからだと感じました。初めて身近に部落の人がいたと知ったことと、私を信頼してくれたのだと思うと、もう、いいかげんな気持ちでいけないと、身がひきしまる想いがしました。

そして、講義に出席することによって、ますます差別が不当なものであるという想いが、だんだん、つよくなってきました。そして、私が講義・受講生会議に参加して一番変わったのは、差別はなくせると確信できるようになったことです。差別は人為的につくられたものであり、どこをどう考えても、差別の存在は、あきらかに、まちがっているからです。そして、差別は正しい教育によってなくしていくことが可能だと、今の私は思っています。ㄵ

ス・ゼミが存在するという問題がある。これはその後の学生との話し合いの場で強い不満として明らかにされたことであるが、せっかく大学として討論を保障しているにもかかわらず、十分に活用しきれていないという状況もある。以上のようなことをいろいろ考えると、私たち教員自身ももっとも人と人権意識を高め、そのための研修をもっと深める必要があると考える。

それからもう一つは、人権講座のマス・プロ化をいかにして適正規模に是正するかという問題である。ある大学では人権講座がいわゆる自由科目になっていて、ため、受講生がほとんど減っているという話を聞くが、かつて本学でも自由科目であったため同じことを経験している。その経験から言えることは、このような厳しい差別社会では、また小・中・高の人権教育の体制が十分に確立されていない状況のもとでは、ついつい学生たち(学生だけではないが)は差別に流れがちであり、それになんとか歯止めをかけようとしないと、そのような結果になるのはある意味では当然ではないかということである。たとえばはじめは建前的で、仕方がないから受けるという学生であっても、少しずつ変容してくれる学生が出てくるので、何らかの枠をはめて言葉は悪いが一定の「しぼり」をかけることは効果のあることだと言える。

このように学生は、受講生会議の活動と講義への参加によって確実に自己変革を遂げてきている。

五、今後の課題

このように進められてきた本学の人権教育も、現在、いくつかの問題を抱えている。その一番大きな問題は、やはり私も含めて私たち教員自身の人権意識がまだに十分に確立していないと思われる点にある、と私は考えている。昨年度、本学では講義中に在日朝鮮人にかかわる問題発言があったが、これを指摘したのは、部落解放研究会にも在日韓国・朝鮮人問題研究会にも入っていない学生であった。一方で差別落書きが発生したり、教員の側から問題発言がなされ、他方で一般学生の中からそれを指摘できる学生が育ってきているところに、本学の人権教育の「産みの苦しみ」の状況の一端があらわれていると言えるように思われる。

またクラス討論・ゼミ討論についてだが、前述した形で実施されているとはいえず、十分な討議ができていないクラスに第三点目として、八三年度から新カリキュラムの大改訂を行ったが、さらに改訂を加えていく必要があるのではないかとこの点である。かつて本学では基礎ゼミが一回生対象に開かれていたが、それが廃止されたため、ゼミ討論が非常にやりにくくなってきている。というのも英語Ⅰ・Ⅱのクラスで、人権問題の討論を行うことに対しては、学生の間にならざる違和感が存在しているからである。私自身は、比較的討論を行うのになじみやすい基礎ゼミ、あるいはプロゼミに相当するようなゼミを一回生対象に復活して欲しいという希望をもっている。

以上の点を指摘して、私の拙い報告を終りたいと思う。

〈資料〉

一〇二数年間における本学の解放教育についての総括と課題 一九八二・五・七 桃山学院大学部落問題委員会

1 一〇二数年間における解放教育の取り組み状況

本学では、一九七七年六月二〇日から一月末までの半年たらずの間に一三件に及ぶ差別落書きが発生し、同年二月二日に部落解放同盟による確認会がもたれた。そのときの指摘と要請をふまえて、翌年五月の教授会において、以下に掲げる「部落問題に対する大学の基本理念と方針」を決定した。

部落問題に対する大学の基本理念と方針(省略)

以降、以上の理念と方針に基づいて、ゼミ討議・映画鑑賞・講演会・パンフ『差別からの解放のために』の配布・基礎ゼミと外書ゼミでの劇画『差別が奪った青春』の回覧（以上、毎年）、全学シンポジウム（一九八一年・一一、狭山現地研修（一九七八・七と一九八〇・一〇）、被差別部落での現地研修（一九八一・六）、アンケート調査と分析（三回）、研修教授会（二回）等々を実施してきた。また、一九七九年度より「部落問題」「社会運動史」「韓国・朝鮮文化論」「韓国・朝鮮史」「人権問題」（ただし、この科目は一九八一年開講）の人権関係科目中、一科目選択必修制とし、「同和教育論」を教職課程の必修科目とする措置をとった。

解放教育を推進するための学内組織については、教授会のもとに当初、「部落問題委員会」と「人権教育に関する講座委員会」の二委員会が設置されていたが、後者は一九八〇年度より「人権委員会」と改称されて今日に至っている。

一九八〇年六月には広く人権問題に関する資料の収集、調査・研究を通じて人権意識の高揚と人権教育のいっそうの推進に寄与することを目的として「人権問題研究・資料室」が設置された。

その他、教授会として狭山事件の再審を求める決議や同和对策事業特別措置法の強化・改正を求める決議などを採択するなど、部落解放運動が提起する諸課題について、微力ながらも大学で教育・研究にたずさわる者としての立場から主体的に取り組んできた。

我々の努力がまだまだ不十分であることは、次項にみるとおりであるが、不十分ながらもその成果の一端を、昨年九月に行なった四回生五〇六人を対象としたアンケート調査の「部落解放運動の三大課題」の認識度の項目にみるることができる。すなわち、彼らが入学してきた四年前の調査と比べてみると、狭山事件について、(イ)「よく知っている」が七・八％→一五・二％(ロ)「大体知っている」が三八・七％→五九・九％(ハ)「聞いたことはある」が四一・〇％→二〇・九％(ニ)「知らない」が八・五％→三・八％というように認識度が高まっている。同様の特法については、(イ)「よく知っている」が一・三％→五・三％(ロ)「大体知っている」が九・七％→二二・七％(ハ)「聞いたことはある」が三八・三％→四九・〇％(ニ)「知らない」が四五・六％→二二・七％となっている。

2 本学における解放教育の取り組みの問題点

(1) 差別落書・差別ステッカーの統廃と我々の見解

上述のような解放教育推進にむけての我々の努力にもかかわらず、一九七八年度三件、一九七九年度一件、一九八〇年度五件、一九八一年度四件(うち三件はステンカー、一件は落書、計一二件もの差別落書・差別ステッカー事件が発生した。こうした差別事件についての我々の見解は、一九八一年九月二二日付の部落解放同盟大阪府連合会への回答書(「解放教育」推進にむけた、一連の部落差別事件に関わる大学統一交渉における交渉課題に対する回答)に述べてあるとおりである。以下、その該当部分を引用する。

(2) 解放教育の取り組みの問題点

① 人権関係科目について

「第一に、学内での差別落書・差別ステッカーの発生の背景には、ここ一〇年余にわたる日本経済の長期不況および政治的反動化の強まりのなかで、民衆のあいだに不満が蓄積されてきていること、しかもその不満のハケ口が歪められて——つまり差別意識によって——被差別部落や部落解放運動に向けられているという事情が横たわっていると考えられる。

第二に、以上の最近における日本全体をおおっている社会的・経済的・政治的および文化的状況を反映して、本学においても以前の差別落書に比べて、解放運動に対する攻撃的・挑発的性格のものがより多くなってきている。とりわけ本年六月に発見された差別ステッカーは、部落解放同盟の名をかたることにより定住外国人と被差別部落の人々を互いに反目・対立させよという意図を含んでおり、しかも掲示板等に公然と貼られていたもので、きわめて悪質な差別的意図をもったものであった。

(中 略)

第三に、上述のさまざまな事情があったとはいえ、現に学内において数多くの悪質きわまりない差別落書・差別ステッカー事件が発生したことは、いうまでもなく本学の責任であって、本学の解放教育体制・人権教育体制がいまだ確立していないことの結果である。

我々は、そこに書かれている第三の点についてとくに深刻に受けとめ、本学の教学体制のどこに問題があったかについて検討を加えてきた。以下はその検討の結果、得られた現段階での我々の見解である。

② ゼミ討議について

部落問題をはじめとする人権問題の学習については、系統的、体系的には前記の人権関係科目の中で行なわれるものではある

が、五科目中一科目選択制になっているため、他の科目で扱われる人権問題については十分学習する時間もなく、また少人数で教員とともに十分話し合う機会にも恵まれていない。したがって人権教育を大学ぐるみで推進していこうとする場合、ゼミ討議が重要な位置を占めることは、いうまでもない。

しかしながら、例年、実施してきたゼミ討議をふりかえってみると、ゼミによっては殆んど討議がなされていないという場合もあり、また、たとえ討議がなされても、建前だけの意見が多く、ゼミ参加者すべてが本音を出しあつて自己の問題としてとらえるところまで掘り下げられることが難しい状況にあつたといえる。

- ③ 映画鑑賞・講演会・全学シンポジウム・現地研修等について
 本学では資料一のように、年に数回、上記の催しを実施してきたが、その各参加者の数が一〇〇人〜三〇〇人程度で、全学生の割合にも達していない状況にある。しかも、前記のアンケート調査によれば、四年間のうち講演会に一回も参加していない学生が実に六六・〇％に達していた。とりわけ重要な企画である現地研修の参加者の少ないことが問題である（一九七八年の狭山現地研修の場合、学生一四名、教員八名、職員一名。同じく一九八〇年の場合、学生二八名、教員四名、一九八一年の浅香地区現地研修の場合、学生五五名、教員二〇名、職員二名）。

- ④ 教員研修について
 本学において解放教育体制を確立するためには、教員相互の

研修・研究が、最重要の課題であろう。全教員が、研修・研究を通じて自己の研究のなかに人権問題を位置づけるとともに、日々の授業のなかに生かすことが、どうしても必要である。しかし、この点においても、なお我々の努力は十分であったとはいえない。この間の研修教授会は、わずか二回しか行なわれていず、現地研修への教員の参加も、きわめて少ない（一九八一年六月の浅香地区の現地研修へは二〇名が参加したが、それでも教授会メンバーの四分の一程度である）。ゼミ討議の不十分さは、おそらく教員側の研修にむけての努力不足の結果といつても過言ではないであろう。

- ⑤ 部落問題委員会・人権委員会について

両委員会は、本学における人権教育の推進を図るための牽引的役割を担っている。ここ数年、両委員会は、人権教育の確立にむけて様々な意見・企画を教授会に提案し、教授会全構成員の協力を得て少なからぬ成果をあげてきたことは、否定できないであろう。ただ、反省すべきは、両委員会が人権教育に関して教授会の請負機関となつてしまいかねない傾向が、ときにみられたことである。また両委員会は、しばしば合同の委員会を開いて意見交換や企画の調整を行ない、相互に協力しあつてきたが、両委員会の性格や任務分担等においても必ずしも明確でない部分もあり、そのため活動内容の重複などが若干みられた。

- ⑥ 人権問題研究・資料室について

一九八〇年六月開室以来、図書・資料の整備も進み（現在、

の方策については今後重点課題の一つとして検討を加えていく。

- ③ 今後の課題
 ① 人権関係科目について
 蔵書二、五〇〇冊）、学生・教員による図書の閲覧、貸出し、部屋の利用などが増えてきており、資料室設置の目的を漸次果たしつつあるといえる。とはいえ、開室日は、いまだに週三日間だけであり、専従職員も配置されていない。前記のアンケート調査によれば、資料室を知らない学生が五〇六名中四〇二名（七九・四％）に及んでおり、きわめて由々しき状況にあるといわなければならない。

- ② ゼミ討議について
 全学生を対象として大学ぐるみで人権教育を推進していくためには、すべてのゼミとりわけ基礎ゼミ・外書ゼミで人権問題に関与してできるかぎり討議が組織されなければならない。そのためには、教授会での研修・討議をさらに強化する必要がある。ゼミ担当者が非常勤講師の場合、困難な条件が多いが、そ

- ③ 映画鑑賞・講演会・全学シンポジウム・現地研修について
 映画鑑賞・講演会については、映画の選定や講師・テーマの選定についてさらに配慮を加える。全学シンポジウムもかなりの成果をあげたとと思われるので、今後も継承発展させたい。諸行事のなかでは、現地研修が最も大きな意義をもっていることは、参加した学生・教員・職員の感想文にはっきりとあらわれている（狭山と浅香の現地報告書参照）。今後も引き続き企画し、その実施方法にさらに検討を加えて内容を充実させるとともに、参加者の数を増やすよう努力する（とくに教職員に強くはたらきかける）。なお、基礎ゼミについては、昨年五月に実施した一斉映画鑑賞のようなやり方を追求する。

- ④ 教員研修について

制度上、いくら立派な解放教育体制がととのつていても、教員側の主体的な取り組みがなければそれこそ「仏造つて魂入れず」といった状態となる。教学における教員の立場の重要性に鑑み、教員研修・研究の推進にさらに努力を傾ける。

- ⑤ 部落問題委員会・人権委員会について

両委員会は、引き続き人権教育推進にむけて活動することになるが、教授会の請負機関にならないよう十分留意する。そのためにも部落問題委員は各懇談会から一名ずつ選出されるようにする。また、従来にもまして両委員会は、連携・協力を図るとともに、当面任務分担を次のように明確にする（一九八二年

三月九日の両委員会合同の会議で合意。

(1) 部落問題委員会は、従来の性格と任務を継承しながら主として部落問題についての事柄を扱い、人権委員会は、それ以外の人権問題についての事柄を扱う。この点についてはなお教授会において継続討議を行なう。(2) 両委員会の改編などについては、人権教育の推進状況を考慮しながら、両委員会です分に討議をし、教授会で審議・決定する。(3) 人権関係科目については、両委員会と科目担当者(専任)の会議で検討する。

⑥ 人権問題研究・資料室について

関係図書・資料の整備を図るとともに、週六日開室とそれとともになうスタッフの確保にむけて努力する。資料室のガイダンスを図書館ガイダンスと組み合わせるなど、学生に周知徹底させる。

上記六項目にわたる課題だけではなく、教員の共同研究や学生を対象としたアンケート調査の実施と分析、部落解放運動の提起する諸問題にむけての大学関係者としての取り組み等々、課題は山積している。人権問題が今日の社会においてもつている重さからすれば、我々の取り組みはまだまだ微々たるものではない。そのことを十分自省しつつ、我々は、我々自身が主体的につくりあげた「基本理念と方針」の実現のために、さらに努力を傾注する所存である。(以上)

(桃山学院大学部落問題委員会『差別からの解放のために(改訂版)』(一九八六年三月)より)

(付記) 本稿は、一九八八年三月九日、大阪の部落解放センターにおいて開催された関西四学長懇談会での報告をまとめたものである。